

川越市下水道事業100周年記念誌

作成・印刷業務委託仕様書

川越市上下水道局

総務企画課

1 委託業務名

川越市下水道事業100周年記念誌作成・印刷業務委託

2 業務目的

本市の下水道事業の歩みをわかりやすく伝えるとともに、果たしてきた社会的意義について市民に広く周知し、将来にわたる持続可能な下水道の重要性について理解と関心を深めてもらうことを目的として、川越市下水道事業100周年記念誌（以下「記念誌」という。）を作成する。また、記念誌を通じて、下水道事業への親しみや誇りを醸成し、次世代への継承を図るものである。

3 業務概要

受注者の企画に基づき、発注者と協議し、発注者の意向を反映させた構成とする。編集全般は、受注者によるものとする。業務に必要な既存資料や写真は発注者が提供するが、提供資料以外に必要な素材が発生した場合は、資料の収集や写真撮影は発注者と受注者が協力して行うものとする。

- (1) 資料収集（資料収集、資料整理、写真撮影等）
- (2) 作業工程の提案（スケジュール提案等）
- (3) 企画編集（企画、構成、編集、デザイン・レイアウト等）
- (4) 原稿作成・監修（原稿作成、図表・画像の作成、校正、監修等）
- (5) 印刷製本（製版、印刷、製本、納品等）
- (6) WEB公開用PDF形式データ（DVD等）
- (7) 制作にあたり使用した写真、画像、イラスト等のデータの作成・納品

4 履行期間

契約日から令和9年2月26日まで

受注者は、納品までの製作工程を定め、工程表を発注者に提出すること。

5 書名

川越市下水道事業100周年記念誌（仮称）

6 支払方法

完了払い

7 コンセプト

- (1) 下水道事業が地域社会の発展や市民の生活環境の向上に果たしてきた役

割を振り返り、100年の歩みをわかりやすく伝える。

- (2) 普段は意識されにくい下水道の重要性や維持管理の現場を、ビジュアルやエピソードを交えて紹介し、市民の関心を喚起する。
- (3) 川越のまちづくりや歴史との関わりを下水道の視点から伝え、地域固有の誇りや親しみを醸成する。
- (4) 将来に向けた下水道の課題や取り組みを掲載し、次世代にも関心を持ってもらえる内容とする。
- (5) 幅広い世代に親しまれるよう、視覚的に見やすく、読みやすいレイアウトデザインとする。

8 紙面構成

- (1) 受注者の企画に基づき、発注者と協議し、発注者の意向を反映させた構成とする。
- (2) 表紙、目次、裏表紙は読者が興味を持ち、手にしたいと感じるもので、本市上下水道局が発行した記念誌だとわかるようなデザイン、レイアウト等であること。
- (3) その他、記念誌の掲載内容の詳細については、受注者と発注者で協議し決定していく。

9 規格

- (1) サイズ A4判以下
 - (2) 頁数 本文32頁～48頁（表紙・裏表紙を含まない）
 - (3) 刷色 フルカラー
 - (4) 装丁・デザイン 並製本・無線綴じ
 - (5) 紙質 マットコート紙
表紙：アートポスト菊125kg
本文：マットコート菊62.5kg
 - (6) 書体 UDフォント中心
 - (7) 冊子部数 200部
- ※ 文字校正2回、色校正1回（色校正は簡易校正可）
- ※ 上記(1)(2)(4)(5)については、事業費の範囲内で受注者により最適と判断されるものを提案することができる。

10 納品

- (1) 納期 令和9年2月19日まで
- (2) 納品場所 川越市上下水道局総務企画課

- (3) 記念誌に掲載した写真データについては、記念誌の納品時に発注者に引き渡すこと。
- (4) WEB公開用PDF形式データ（DVD等）を納品すること。

11 権利の帰属

- (1) 受注者が撮影した写真、制作した図案等の使用権は発注者に帰属する。発注者は、受注者以外が原版を所有する物を除き、川越市下水道事業100周年記念誌に用いた全ての写真等を受注者に断りなく使用できるものとする。
- (2) 完成した川越市下水道事業100周年記念誌のデータは、発注者にデジタルデータとして渡すものとし、原版、データの所有権、印刷物の著作権等、一切の権利は発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保留」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利保留分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の承諾なしに成果物を他に流用することはできない。

12 その他の留意事項

- (1) 制作にあたり、受注者が人物、個人所有物、公共施設等を取材・撮影するときは、本人、所有者、関係者等に趣旨や使用目的を説明し、承諾を得てから取材・撮影を行うこと。
- (2) 他から写真、図案等を転用する場合、著作権等で問題が起きないように留意すること。
- (3) 受注者は、川越市個人情報保護条例（平成16年条例第19号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、発注者と連絡調整を行わなければならない。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- (6) 成果品納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終

了後も同様とする。

- (8) この仕様書の内容について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。

記念誌制作スケジュール(案)

